



選択的夫婦別姓、 今こそ

NHK朝ドラの「虎に翼」が、他人事と思えない。日本初の女性弁護士で、後に裁判官となった三淵嘉子さんをモデルにした主人公の猪爪寅子をはじめ、どのキャラクターも生き生きとして魅力的である。日本国憲法を正面から取り上げており、脚本が秀逸で、過去及び現在の課題に切り込んでいく。

このドラマで書きたいテーマは多々あるが、ここでは選択的夫婦別姓に絞って書くと思う。

1つは、戦後の民法改正審議会で、家制度が変わることに反対する教授に対して、寅子が「前の民法で言う『家という庇護の傘の下において守られてきた』という部分が確かにあるのだと思います。今も昔も思っております。あけすけに申せば大きなお世話であると」というシーン。良く言ってくれた。続くセリフで名字の問題も触れられていて、夫婦別姓の問題ともリンクしていた。

そして、第21週である。寅子が再婚に当たり、名字を変えたくないという気持ちと相手と結婚したいという気持ちの中で思い悩み、話し合いを重ねていく、本当に内容の濃い週だった。特に、自分が折れて名前を変えろと言う寅子に対する「自分が曲げたくないものを折るって、自分も、折らせた相手も傷つけること」、「それでは君の僕への愛情を利用した搾取になってしまう。」というセリフには、ハッとさせられた。

個人的なことを書くと、私は両親が事実婚をしていて、私が小学校に入学するタイミングで、どちらの名字にするか選んでいと言われ、珍しい名字である「海渡」の方を選択した。海を渡るという、これから冒険に出るような、広がりを感じる、気に入っている名字である。

その後、私自身が弁護士になり、キャリアを積み、結婚するという段になって、名字を変えたくないということで事実婚を選択した。選択的夫婦別姓制度が認められれば、婚姻届を提出する予定である。つまり、法律婚をしない理由は、「名字を変えたくない」の一点に尽きる。

つまり、二重の意味で、夫婦別姓の当事者なのである。

家族のあり方は多様化している。名字と家族の一体感には関係性がない。もし家族の一体感のために氏を同じにしたいと考える人は、従前のおり夫婦同姓を選べばい

い。名字を変えたくないと考える人に対して、夫婦同姓を強制する理由にはならない。

なお、夫婦別姓では家族が壊れるとか、子どもが可哀想などという言説を見聞きしたことがある。その子どもとしての立場から言わせてもらう。大きなお世話であると。

本年6月、私も所属している神奈川県弁護士会の通常総会で、「民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議」が決議された。

本年11月4日の神奈川県弁護士会主催の「第12回人権シンポinかながわ」では、午前10時から「最高裁判所と選択的夫婦別姓～現状の課題と今後の展望～」（開港記念会館1階講堂およびzoomウェビナー）として、第1部で、最高裁大法廷判決で夫婦同氏制度は違憲であるとの意見を述べた櫻井龍子さん（元最高裁判所判事）に基調講演をいただくと共に、第2部では、政府に対して選択的夫婦別姓制度の導入に必要な法改正を早期に求める提言を提出した経団連会員や、夫婦別姓訴訟を闘っている弁護士及び原告の方々にも参加してもらい、パネルディスカッションを予定している（詳細は弁護士会HPを参照いただきたい）。私も実行委員の一員として準備に参加しているが、法改正に向けた弾みにしていきたいところである。ぜひ皆さま、奮ってご参加・ご視聴いただきたい。

もう十分過ぎるほど待った。選択的夫婦別姓、今こそ。

（弁護士 海渡双葉）

次号予告

「法と民主主義」2024年11月号 (No.593)

【特集】

朝ドラ「虎に翼」から考える(仮題)

「虎に翼」、ご覧になっている方も多いことと思います。「虎に翼」ではジェンダー問題をはじめ、さまざまな事柄が描かれてきましたが、「法民」では「虎に翼」から、家庭裁判所の変質、アメリカのファミリーコート、石田和外（桂場等一郎）のこと、裁判官の戦争責任、朝鮮人差別問題、海外の女性法曹などのテーマを抽出して特集を企画しました。10月末発行予定です。

針生誠吉基金

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。